

幌延町医療職員養成修学資金貸付一覧



平成30年1月から、修学資金貸付内容が変わります。

- ・現在、修学されている方
 - ・これから修学を検討している方
- ◀●●●●●▶ **本制度のご活用もご検討ください。**

対象職種	金額（1か月）	貸付期間	就職猶予	返還免除	遡及貸付	担当部局	その他
医師	10万円以内	正規の修学期間を上限	養成施設卒業後 1年以内	貸付期間 以上在職		住民生活課	在職期間が貸付期間に 満たない場合は、貸付 金の返還を求める規定 があります。
薬剤師	5万円以内		養成施設卒業後 3年以内	貸付期間 以上在職		住民生活課	
診療放射線技師	5万円以内		養成施設卒業後 3年以内	貸付期間 以上在職		住民生活課	
臨床検査技師	5万円以内		養成施設卒業後 3年以内	貸付期間 以上在職		住民生活課	
保健師	10万円以内		養成施設卒業後 1年以内	貸付期間 以上在職	※	保健センター	
助産師	10万円以内		養成施設卒業後 1年以内	貸付期間 以上在職	※	保健センター	
看護師	10万円以内		養成施設卒業後 1年以内	貸付期間 以上在職		住民生活課	
准看護師	6万円以内		養成施設卒業後 1年以内	貸付期間 以上在職		住民生活課	

◎ 上記制度は、修学期間中のみの貸付制度です。

※ 保健師及び助産師の修学資金に限り、就職時に修学期間分の修学資金を遡って、一部貸付することができます。
詳しくは、保健センターまでお問い合わせください。

お問い合わせ先 保健センター ☎01632-5-1790
住民生活課 ☎01632-5-1115